

議案第62号

鳥取県監査委員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、<u>監査委員（以下「委員」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(委員の定数)</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>(委員の選任)</u></p> <p>第3条 略</p> <p><u>(定期監査の時期)</u></p> <p>第4条 略</p> <p><u>(現金出納検査の期日)</u></p>	<p>第1条 <u>監査委員（以下「委員」という。）</u>に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、<u>同法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p>

第5条 略

(監査の実施通知)

第6条 略

(監査の実施人数)

第7条 略

(監査の方法)

第8条 略

(決算及び書類等の提出期限)

第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる決算及び書類等を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならない。

法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度9月10日
----------------------------	----------

第5条 略

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 法第233条第2項の規定による決算及び書類は、翌年度9月30日までに、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算及び書類は、翌年度6月10日までに、それぞれ委員に提出し、その審査に付さなければならない。

法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類	
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度6月10日
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	翌年度9月10日

（審査の期間）

第10条 委員は、前条の表の左欄に掲げる決算及び書類等が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。

（公表等の方法）

第11条 略

第10条 法第233条第2項の規定による決算及び書類の審査は、審査に付された日から60日以内に、地方公営企業法第30条第2項の規定による決算及び書類の審査は、審査に付された日から20日以内に、その意見を付けて知事に送付しなければならない。

第11条 略

(請願の処理)

第12条 略

(委任)

第13条 略

第12条 略

第13条 略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。